

感対第 367 号
令和 4 (2022) 年 9 月 12 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

イベント開催等における必要な感染防止安全計画等について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

標記について、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長発出の令和 4 年 9 月 8 日付け事務連絡により、同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱い等について示されました。

つきましては、貴団体等がイベントを開催する際には十分御留意いただくとともに、貴団体員等に対する周知について御協力くださるようお願いいたします。

〔参考：県ホームページURL〕

- 催物（イベント等）の開催について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/20211125event.html>

- 「感染防止安全計画」等の取り扱いについて

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/kansenboushianzenkeikaku.html>

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 0570-666-983